

「大分あったか・はーと駐車場」を利用される方へ

この駐車場は、大分県発行の「大分あったか・はーと駐車場利用証」をお持ちの方が利用できます。

①利用証をお持ちの方は、ルームミラーに吊り下げるなど、車外から見えやすい位置に掲示してください。

②利用証をお持ちでない方で、大分あったか・はーと駐車場利用証制度の対象となる方には、利用証を発行しますので、お手数ですが、裏面記載の窓口まで申請していただきますよう、よろしくお願い致します。

詳しくは下記の問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
大分県福祉保健部 福祉保健企画課
電話 097-506-2591

この場所を必要としている人がいます。
本制度の対象外の方の駐車は、ご遠慮ください。

◎大分県

【大分あったか・はーと駐車場利用証制度の対象となる方】

次のいずれかに該当し、歩行困難な方が対象となります。

※申請時には、交付対象要件が確認できる書類を御持参ください。

◆**身体障がいのある方** 下表のいずれかに該当する方

障がいの種別		等級
視覚障がい		1～4級
平衡機能障がい		3、5級
肢体不自由	上肢	1、2級
	下肢	1～6級
	体幹	1～3、5級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1、2級
	移動機能	1～6級
心臓機能障がい		1、3、4級
じん臓機能障がい		1、3、4級
呼吸器機能障がい		1、3、4級
ぼうこうまたは直腸の機能障がい		1、3、4級
小腸機能障がい		1、3、4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1～4級
肝臓機能障がい		1～4級

◆**知的障がいのある方** 療育手帳の障害の程度欄が「A」の方

◆**精神障がいのある方** 精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」の方

◆**介護保険法における要介護状態区分が「要介護1～5」の方**

◆**難病の方** 特定疾患医療受給者、特例医療費（指定難病）受給者または
小児慢性特定疾患医療受給者

また、次に該当する方には、有効期限付きの利用証を交付しています。

◆**妊娠7か月～産後3か月の方**（有効期限：産後3か月まで）

◆**けがにより車いす又は杖を使用しており、医師の診断書により、けがの状態や
車いす又は杖の使用期間が確認できる方**（申請には**医師診断書が必要**です。）
（有効期限：最長1年とし、車いす又は杖の使用期間が終了するまで）

【受付窓口】

○県福祉保健企画課（大分市）

○東部保健所（別府市） ○北部保健所（中津市） ○西部保健所（日田市）

○南部保健所（佐伯市） ○中部保健所（臼杵市）

○北部保健所豊後高田保健部（豊後高田市） ○豊肥保健所（豊後大野市）

○中部保健所由布保健部（由布市） ○東部保健所国東保健部（国東市）

○東部保健所地域福祉室（日出町） ○西部保健所地域福祉室（玖珠町）

○お急ぎでない場合は、一部の市町村、市町村社会福祉協議会、大分県障害者社会
参加推進センターの窓口でも申請を受け付けています。（利用証は後日、郵送によ
る交付となります。）

※下記のホームページに受付窓口の一覧を掲載しています。

大分県ホームページ

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12000/attaka-heart.html>

